

広域周遊観光客の交流拠点「街なか観光拠点」整備に向けた基本
計画についての市民等からの意見募集手続に関する要綱

(令和4年2月25日告示乙第5号)

(目的)

第1条 この要綱は、広域周遊観光客の交流拠点「街なか観光拠点」整備に向けた基本計画（以下「基本計画」という。）の策定における市民等からの意見募集手続に関する必要な事項を定め、基本計画策定の透明性の向上を図り、市民等の理解と参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 市民等からの意見募集手続（以下「本手続」という。）は、基本計画策定において、その基本計画の策定案を公表し、市民等から広く意見及び情報等（以下「意見等」という。）を募集し、提出された意見等を考慮して基本計画策定を進めるとともに、意見等に対する市の考え方を公表する手続をいう。

2 本手続は、基本計画策定に対して市民の賛否を問うために行うものではない。

(公表方法)

第3条 基本計画の策定案は、津久見市役所、日代出張所、四浦出張所、保戸島出張所、津久見港出張所及び津久見市民図書館（以下「公表場所」という。）において縦覧に供し、かつ、津久見市ホームページに掲載することにより行う。

2 基本計画の策定案の写しの交付を受けようとする者は、津久見市情報公開条例（平成11年条例第22号）第15条本文の規定に基づき、手数料を納めなければならない。

3 市長は、連絡報等広報媒体の活用、報道機関への情報提供その他の方法で意見等の募集の周知を図るよう努めるものとする。

(意見等の募集方法)

第4条 市長は、次に掲げる方法により意見等を募集するものとする。

(1) 公表場所での提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

2 意見等の提出に当たっては、広域周遊観光客の交流拠点「街なか観光拠点」整備に向けた基本計画（案）に対する意見募集用紙（別記様式）を用いなければならない。

3 意見等の募集に当たっては、意見等の提出者の氏名、住所、電話番号その他の属性に関する情報を求めるものとする。

- 4 前項の規定により求める情報のうち、住所及び氏名がない意見等については、意見等として採用しないものとする。

(意見等の募集期間)

第5条 意見等の募集期間は、令和4年3月1日午前12時から令和4年3月16日午前12時までとする。

- 2 郵便の方法により意見等を提出する場合は、令和4年3月16日午前12時必着とする。

(意見等の活用)

第6条 市長は、提出された意見等を考慮して基本計画の最終的な策定案を決定するものとする。

(意見等の公表)

第7条 市長は、提出された意見等及びこれに対する市の考え方を整理して公表するものとする。

- 2 提出された意見等のうち、公表することにより個人の権利その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年2月25日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による公表及びこれに関する必要な手続きその他の行為は、この告示の施行前においても、この告示の規定の例により行うことができる。

別記様式(第4条関係)

広域周遊観光客の交流拠点「街なか観光拠点」整備に向けた基本計画(案)
に対する意見募集用紙

[別紙参照]